

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則【消防局予防部規制課】 3

◇ 告 示

- 指定管理者の指定【保健福祉局総務部総務課】 4
- 市道の路線認定【建設局道路部管理課】 5
- 市道の路線変更【建設局道路部管理課】 7
- 市道の路線廃止【建設局道路部管理課】 9

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例の規定による対象事業内容変更届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】 10
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する規則の一部改正に伴い、危険物^{仮貯蔵}_{仮取扱}申請書及び実務
経験証明書の様式を削除することにしました。

この規則は、令和4年1月1日から施行することにしました。

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和3年12月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第53号

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

北九州市危険物の規制に関する規則（昭和54年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「危険物^{仮貯蔵}申請書（第1号様式）」を「省令第1条の6^{仮取扱}の申請書」に改める。

第17条を次のように改める。

（危険物保安監督者の選任届）

第17条 製造所等の所有者等は、法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任の届出をするときは、当該危険物保安監督者の危険物取扱者免状を市長に提示し、又はその写しを市長に提出しなければならない。

第18条中「第22号様式」を「第21号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第21号様式を削り、第22号様式を第21号様式とする。

付 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

北九州市告示第408号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第8条及び北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第31号）第6条の規定により、北九州市障害者スポーツセンター等の指定管理者を次のとおり告示する。

令和3年12月23日

北九州市長 北橋健治

| 指定管理者に管理を行わせる施設 | 指定管理者に指定する者 | 指定する期間 |
|--------------------|------------------------|-----------------------|
| 北九州市障害者スポーツセンター | 北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 北九州市立総合療育センター | 社会福祉法人北九州市福祉事業団 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 北九州市立総合療育センター西部分所 | | |
| 北九州市立戸畑障害者地域活動センター | 社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 北九州市立西部斎場 | イージス・グループ有限責任事業組合 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

北九州市告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年12月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|------|-----------|-------------|-------------|
| 3292 | 西新町28号線 | 門司区西新町二丁目 | 門司区西新町一丁目 |
| 3409 | 下到津48号線 | 小倉北区下到津一丁目 | 小倉北区下到津一丁目 |
| 3410 | 白萩町5号線 | 小倉北区白萩町 | 小倉北区白萩町 |
| 6385 | 上曾根11号線 | 小倉南区上曾根三丁目 | 小倉南区上曾根三丁目 |
| 6386 | 上吉田119号線 | 小倉南区上吉田一丁目 | 小倉南区上吉田一丁目 |
| 6387 | 津田新町57号線 | 小倉南区津田新町二丁目 | 小倉南区津田新町二丁目 |
| 3902 | 青葉台東1号線 | 若松区青葉台東二丁目 | 若松区青葉台東二丁目 |
| 7096 | 折尾北鷹見町1号線 | 八幡西区折尾一丁目 | 八幡西区北鷹見町 |
| 7097 | 北鷹見町15号線 | 八幡西区北鷹見町 | 八幡西区北鷹見町 |
| 7098 | 楠橋南5号線 | 八幡西区楠橋南三丁目 | 八幡西区楠橋南三丁目 |

| | | | |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| 7 0 9 9 | 小嶺 5 0 号線 | 八幡西区小嶺二丁目 | 八幡西区小嶺二丁目 |
| 7 1 0 0 | 木屋瀬 1 1 0 号線 | 八幡西区木屋瀬五丁 目 | 八幡西区木屋瀬五丁 目 |
| 7 1 0 1 | 下上津役 1 3 2 号線 | 八幡西区下上津役三 丁目 | 八幡西区下上津役三 丁目 |
| 7 1 0 2 | 下上津役 1 3 3 号線 | 八幡西区下上津役三 丁目 | 八幡西区下上津役三 丁目 |
| 7 1 0 3 | 野面 1 2 2 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区野面一丁目 |
| 7 1 0 4 | 野面 1 2 3 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区野面一丁目 |
| 7 1 0 5 | 野面 1 2 4 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区野面一丁目 |
| 7 1 0 6 | 野面 1 2 5 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区野面一丁目 |
| 7 1 0 7 | 野面 1 2 6 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区野面一丁目 |
| 7 1 0 8 | 野面金剛 2 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区金剛三丁目 |
| 7 1 0 9 | 野面金剛 3 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区金剛三丁目 |
| 7 1 1 0 | 野面金剛 4 号 線 | 八幡西区野面一丁目 | 八幡西区金剛三丁目 |
| 7 1 1 1 | 町上津役西 5 5 号線 | 八幡西区町上津役西 三丁目 | 八幡西区町上津役西 三丁目 |
| 1 8 9 8 | 西鞘ヶ谷町 2 8 号線 | 戸畑区西鞘ヶ谷町 | 戸畑区西鞘ヶ谷町 |

北九州市告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年12月23日

北九州市長 北橋健治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 新旧別 | 起 点 | 終 点 |
|------|-------------|-----|-----------|-----------|
| 3289 | 新門司1 3号線 | 新 | 門司区新門司二丁目 | 門司区新門司二丁目 |
| | | 旧 | 門司区新門司二丁目 | 門司区新門司二丁目 |
| 3046 | 長野69 号線 | 新 | 小倉南区長野東町 | 小倉南区長野東町 |
| | | 旧 | 小倉南区大字長野 | 小倉南区大字長野 |
| 4964 | 長野東町 1号線 | 新 | 小倉南区長野東町 | 小倉南区長野東町 |
| | | 旧 | 小倉南区長野東町 | 小倉南区長野東町 |
| 1113 | 蟹住60 号線 | 新 | 若松区大字蟹住 | 若松区大字蟹住 |
| | | 旧 | 若松区大字蟹住 | 若松区大字蟹住 |
| 2347 | 竹並55 号線 | 新 | 若松区大字竹並 | 若松区大字竹並 |
| | | 旧 | 若松区大字竹並 | 若松区大字竹並 |
| 2774 | 払川24 号線 | 新 | 若松区大字払川 | 若松区大字払川 |
| | | 旧 | 若松区大字払川 | 若松区大字払川 |
| 504 | 大蔵大谷 | 新 | 八幡東区大蔵二丁目 | 八幡東区大谷二丁目 |

| | | | | |
|------|----------|---|-------------|-------------|
| | 1号線 | 旧 | 八幡東区大蔵二丁目 | 八幡東区大谷二丁目 |
| 787 | 力丸町本城1号線 | 新 | 八幡西区力丸町 | 八幡西区大字本城 |
| | | 旧 | 八幡西区力丸町 | 八幡西区大字本城 |
| 2644 | 楠橋42号線 | 新 | 八幡西区楠橋上方二丁目 | 八幡西区楠橋上方一丁目 |
| | | 旧 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 2646 | 楠橋44号線 | 新 | 八幡西区楠橋東一丁目 | 八幡西区楠橋東一丁目 |
| | | 旧 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 2653 | 楠橋51号線 | 新 | 八幡西区茶屋の原四丁目 | 八幡西区楠橋上方一丁目 |
| | | 旧 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字香月 |
| 2656 | 楠橋54号線 | 新 | 八幡西区茶屋の原四丁目 | 八幡西区楠橋東一丁目 |
| | | 旧 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 2677 | 楠橋75号線 | 新 | 八幡西区楠橋南一丁目 | 八幡西区楠橋南一丁目 |
| | | 旧 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 5767 | 馬場山緑2号線 | 新 | 八幡西区馬場山緑 | 八幡西区馬場山緑 |
| | | 旧 | 八幡西区馬場山緑 | 八幡西区馬場山緑 |

北九州市告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年12月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|------|---------|----------|----------|
| 2776 | 払川26号線 | 若松区大字払川 | 若松区大字払川 |
| 2643 | 楠橋41号線 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 2651 | 楠橋49号線 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 2660 | 楠橋58号線 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |
| 5605 | 楠橋298号線 | 八幡西区大字楠橋 | 八幡西区大字楠橋 |

北九州市公告第 8 5 7 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定により対象事業内容変更届出書の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

黒崎バイオエナジー合同会社

職務執行者 坂口雄一郎

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

2 対象事業の名称

黒崎バイオマス発電施設整備事業

3 変更事項及び変更内容

| | | |
|--------------------|-----|--|
| 事業者の名称及び 代表者の氏名 | 変更前 | 三菱商事エナジーソリューションズ 株式会社 代表取締役社長 岩崎芳博 |
| | 変更後 | 黒崎バイオエナジー合同会社 職務執行者 坂口雄一郎 |

4 変更年月日

令和 3 年 1 1 月 1 日

5 変更理由

事業承継のため

北九州市公告第 8 5 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ高須

北九州市若松区高須南二丁目 2 番 1 0 1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐車場 1 2 9 1 台

駐車場 2 2 5 2 台

合計 5 4 3 台

イ 変更後 駐車場 1 2 4 9 台

駐車場 2 1 2 4 台

合計 3 7 3 台

4 変更する年月日

令和 4 年 8 月 1 4 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年4月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月25日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見